令和８年（フ）第５４３号
兵庫県姫路市網干区垣内南町1956番地
債務者　松本　一樹
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第５５９号
兵庫県姫路市大塩町426番地１　サンライズ大塩101号室
債務者　山根　祥克
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第３１２号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目６番29号
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５９９号
岡山市南区福富中二丁目10番６号
債務者　室賀　和美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１９号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目22番９号、旧住所岡山市東区瀬戸町宗堂230番地４
債務者　金田　拓海
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２０号
岡山県赤磐市桜が丘西６丁目22番９号、旧住所岡山市東区瀬戸町宗堂230番地４
債務者　金田　里依（旧姓赤堀）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２５号
岡山市東区西隆寺1011番地２
債務者　景行　亮介
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２９号
岡山市北区大元上町８番26号　ソレイユ大元上町507、旧住所岡山市北区青江四丁目４番８号　ニュー青江マンション203
債務者　山田　政男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５８号
岡山市北区横井上1290番地１　アメニティーⅡ　303号室
債務者　後藤　美紀
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２１号
山口県下関市新垢田西町３丁目１番Ｉ－107号
債務者　蓮池　秀政
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第７２３号
熊本市中央区水道町15番20―408号　プレミスト白川公園
債務者　松島　　玄
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９４号
鹿児島県薩摩川内市平佐町2899番地
債務者　道岡　すみ子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１００号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地2560番地４
債務者　小野　まゆみ
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
鹿児島県出水郡長島町蔵之元2344番地５
債務者　金子　真帆
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
沖縄県豊見城市字高嶺395番地47　アルファスマート豊見城Ⅱ902号
債務者　上原　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９５号
沖縄県中頭郡西原町字兼久69番地の２（Ｇｅｎ’ｓ兼久103号）
債務者　佐久田康則
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５３号
秋田県大館市御成町一丁目17番３号　ＵＲＢＡＮ　ＣＵＢＩＣ御成町Ⅱ－Ａ、前住所秋田県大館市花岡町字アセ石83番地３
債務者　石川　璃空
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
秋田地方裁判所大館支部